

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
ぼら及びすずきを目的とする狩刺し網漁業	1	定めなし	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域のうち鎌倉市稲村ガ崎地先から同市材木座地先に至る海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	鎌倉市材木座に漁業根拠地 [*] を有し、共同漁業権の漁場区域で操業する事に漁業権者の受忍を受けている者	共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない	令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで	令和 4 年 12 月 21 日から令和 8 年 4 月 16 日まで
すずき流し刺し網漁業	1	同上	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角と中の瀬第 1 号ブイとの見通し線以南で横須賀市津久井津久井川河口と千葉県浜金谷港灯台との見通し線以北の神奈川県海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市走水に漁業根拠地を有し、共同漁業権の漁場区域で操業する事に漁業権者の受忍を受けている者	漁具の規模の限度は次のとおりとする。 1 目合 7.6cm 以上 2 網の高さ 100 掛以下 3 網の総長 300m 以下	同上	令和 5 年 1 月 4 日から令和 8 年 4 月 16 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。